

みえ子どもスマイルプラン推進本部（仮称）の設置について（案）

三重県少子化対策総合推進本部と三重県子ども・青少年施策総合推進本部につきましては、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定にあたり、今年度は2つの会議を同時開催の形で開催し、これまで検討を進めてきましたが、新年度からは、同プランについてPDCAサイクルを回して推進していくため、庁内組織でも引き続き検討を行っていく必要があります。

そこで新年度からは、2つの会議を統合し、「みえ子どもスマイルプラン推進本部（仮称）」として一つの会議として設置し、検討を進めていくこととします。

なお、子ども・青少年施策総合推進本部長は現在副知事ですが、統合を機に本部長は知事に統一します。

【添付資料】みえ子どもスマイルプラン推進本部（仮称）設置要綱（案）

※少子化対策総合推進本部設置要綱をベースに、子ども・青少年施策総合推進本部設置要綱の内容等を追記、修正しています。

みえ子どもスマイルプラン推進本部（仮称）設置要綱（案）

（設置）

第1条 庁内関係部局間の連携を確保し、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（平成27年3月策定）」に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、みえ子どもスマイルプラン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進本部は、「みえ子どもスマイルプラン」に関する次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1）少子化対策に係る施策の企画・総合調整、推進に関すること。
- （2）青少年健全育成に係る施策の企画・総合調整、推進に関すること。
- （3）その他子ども・家庭に関する施策に関すること。

（組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

（幹事会）

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 3 幹事長は、健康福祉部子ども・家庭局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 6 幹事会には、ワーキング部会を置くことができる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 三重県少子化対策総合推進本部設置要綱（平成25年7月2日施行）及び三重県子ども・青少年施策総合推進本部設置要綱（平成20年4月1日施行）は廃止する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部長	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部子ども・家庭局長
	環境生活部長
	地域連携部長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光局長
	県土整備部長
	教育長
警察本部長	

別表 2

幹事長	健康福祉部子ども・家庭局次長
幹事	防災対策部防災対策総務課長
	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部企画課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長
	警察本部警務部警務課企画室長

三重県少子化対策総合推進本部設置要綱

(設置)

第1条 庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、三重県少子化対策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 少子化対策に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 少子化対策に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他少子化対策に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、健康福祉部子ども・家庭局次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。

(1) 推進本部に提案する事項

(2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項

6 幹事会には、ワーキング部会を置くことができる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月2日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	戦略企画部長
	総務部長
	健康福祉部長
	健康福祉部医療対策局長
	健康福祉部子ども・家庭局長
	環境生活部長
	地域連携部長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光・国際局長
	県土整備部長
	教育長

別表 2

幹事長	健康福祉部子ども・家庭局次長
幹事	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部企画課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	教育委員会事務局教育総務課長

三重県子ども・青少年施策総合推進本部設置要綱

(設置)

第1条 総合的な子ども及び青少年健全育成施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、三重県子ども・青少年施策総合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援に関する施策の総合的推進に関すること
- (2) 青少年健全育成に関する施策の総合的推進に関すること
- (3) その他子ども及び青少年に関する施策の総合的推進に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、副知事（健康福祉部事務担任）及び別表1に掲げる部局長等をもって構成する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(本部長)

第4条 推進本部に本部長を置き、本部長には副知事を充てる。

- 2 本部長に事故あるときは、本部員のうち健康福祉部子ども・家庭局長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、健康福祉部子ども・家庭局次長を幹事長とし、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事長は、必要があると認めるとき、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 6 幹事会には、ワーキング部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部子ども・家庭局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 三重県少子化対策推進本部設置要綱（平成13年6月13日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1

本 部 員
防災対策部長
戦略企画部長
総務部長
健康福祉部長
健康福祉部子ども・家庭局長
環境生活部長
地域連携部長
農林水産部長
雇用経済部長
県土整備部長
教育長
警察本部長

別表 2

部 局	幹 事
防災対策部	防災対策総務課長
戦略企画部	戦略企画総務課長
総務部	総務課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 少子化対策課長
環境生活部	環境生活総務課長
地域連携部	地域連携総務課長
農林水産部	農林水産総務課長
雇用経済部	雇用経済総務課長
県土整備部	県土整備総務課長
教育委員会事務局	教育総務課長
警察本部	少年課長